

令和7年 第6回白石町農業委員会総会議事録(閲覧用)

1 開催日時 令和7年6月5日(木) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員(33人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均 欠席
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄 欠席	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹 欠席
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸 欠席	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員(4人)

9番 香月 伸幸 18番 香月 幸雄 30番 橋口 均 32番 吉原 春樹

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 農用地利用集積等促進計画(案)への意見について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更について
- 3 あっせん申し出の取下げについて

業務連絡事項

- 1 令和7年第7回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和7年7月7日(月)9時00分
場所：白石町役場 3階大会議室

6 農業委員会事務局職員

事務局長	石田善人
課長補佐兼農地農政係長	野中和男
農地農政係長	前山仁美

7 その他出席職員

なし

8 その他

農地パトロールの日程調整について
農業委員会だより編集委員会

9 会議の概要

ただ今から、令和7年6月第6回白石町農業委員会総会を開会いたします。
片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、9番 香月 伸幸 委員、18番 香月 幸雄 委員、30番 橋口 均 委員、32番 吉原 春樹 委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。
ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、10番、橋本重吉委員、11番、中村康則委員を指名いたします。
これより議事に入ります。

= 議案番号第 115 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第115号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第115号、議案書は1ページです。
権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望による贈与です。
議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として5月26日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、40年ほど前に、譲渡人と譲受人の父が、売買契約を結んでおりましたが、所有権移転登記がなされておりました。今回、譲受人の父の相続登記を行った際に、登記をしていなかったことが発覚しました。譲渡人は営農の予定

もないことから、譲受人に贈与したいと今回申請をなされたものです。

譲受人は現在、米、麦を中心に約 26.7ha の規模で営農されております。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 115 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 115 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 116 号 =

議長 続きまして、議案番号第 116 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 116 号、権利の種類は所有権移転、贈与でございます。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、親から子への贈与です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 116 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 116 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 117 号＝

議長 続きますして、2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第117号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第117号、議案書2ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第2種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として5月24日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、庭、家庭菜園にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第117号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 117 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 118 号 =

議長 続きまして、3 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 118 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 118 号、権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、借受人が一般住宅として使用することに伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 118 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 118 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 119 号 =

議長 続きまして、議案番号第 119 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 119 号、議案書 3 ページです。

権利の種類は、所有権移転 売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が宅地進入路として使用することに伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 119 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 119 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 120 号 =

議長 続きまして、議案番号第 120 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 120 号、権利の種類は、所有権移転 売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、第 3 種農地です。

農地区分の該当事項について、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項について、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地を漁業用資材置場として利用するために申請をなされたものです。

周辺は宅地に囲まれており、区長、生産組合長、隣接所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地の一部を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 120 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 120 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 121 号 ＝

議長 続きまして、本件につきましては、30a を超える農地転用で、常設審議委員会の付議事項となります。大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしており、本日お越しいただいておりますので、〇〇〇〇の入室をお願いします。

(〇〇〇〇 入室)

議案番号第 121 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 121 号、議案書 4 ページです。

権利の種類は、所有権移転 売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、⑤⑦⑩は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、それ以外は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、公益性が高いと認められる事業として設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 17 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○です。

今回の申請は規模が大きかったため、○○地域農業委員と協議し、○○地域農業委員で5月8日に事務局と現地確認を行いました。

現在○○地域に○○ある○○を統合し、申請地に○○を整備するために申請をなされたものです。

周辺は一部宅地に隣接しておりますが、周囲は道路で囲まれており、周辺の農地に影響はなく、区長、生産組合長、隣接所有者等から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地の一部について、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。続いて○○○○から補足説明をお願いします。

～～ ○○○○から、事業内容説明（省略） ～～

～～ 各委員からの質問に対し、○○○○から回答（省略） ～～

議長 他に質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。○○○○の退室をお願いします。

議長 議案番号第121号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第121号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 122 号＝

議長 続きまして、4「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第 122 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 122 号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 2 件となっております。

つづきまして、「利用権設定」でございます。

2 ページから 7 ページをご覧ください。今回は 7 8 件計画されており、賃借権設定が 7 6 件、使用貸借権設定が 2 件となっております。

区分の内訳として新規が 5 3 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 1 2 件です。再設定は 2 5 件となっております。未相続農地は 1 0 件です。

今回の利用権の総面積は 3 2 1, 5 0 0 (3 2 万 1, 5 0 0) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たしており 8 0 件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 122 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 122 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番○○委員、の退室をお願いします。

(○○委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第122号、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第122号、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

＝議案番号第 123 号 ～ 議案番号第 137 号＝

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第123号から137号の農地の売渡し希望、借受希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書5ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 123 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福吉北中の〇〇氏です。

申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 124 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、遠江上の〇〇氏です。

申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。

議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 125 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、武雄市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしの農地処分でございます。

議案の位置図は、22 ページから 24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 126 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、京都府の〇〇氏です。

申請理由は、遠方なための農地処分でございます。

議案の位置図は、25 ページから 26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 127 号、議案書 6 ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、兵庫県の〇〇氏です。

申請理由は、遠方なための農地処分でございます。

議案の位置図は、27 ページから 28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 128 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、武雄市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、29 ページから 31 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 129 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、32 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 130 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、34 ページから 36 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 131 号、議案書 7 ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、日登の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、37 ページから 38 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 132 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、鹿島市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、39 ページから 40 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 133 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、原田の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、41 ページから 42 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、農地の借受希望でございます。

議案番号第 134 号。

あっせん申出者は、遠江下の〇〇氏です。

申出理由は、米麦玉ねぎ等の規模拡大のためで、〇地区、〇地区、〇地区で面積は、2 ha を希望であります。

続きまして、議案番号第 135 号。

あっせん申出者は、下区の田〇〇氏です。

申出理由は、米玉ねぎ等の規模拡大のためで、〇地区、〇地域で面積は、50a～2 ha を希望であります。

続きまして、議案番号第 136 号。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申出理由は、米玉ねぎ等の規模拡大のためで、〇地区で面積は、10a～30a を希望で

あります。

続きまして、議案番号第 137 号。

あっせん申出者は、東京都の〇〇です。

申出理由は、米玉ねぎ等の規模拡大のため、〇地区、自宅周辺で面積は、2 ha～3 haを希望であります。

以上、議案番号第 123 号から 137 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 123 号から 137 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 123 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 124 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 125 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 126 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 127 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 128 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 129 号。

委員 ○番 〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 130 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 131 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 132 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 133 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 134 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 135 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 136 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 137 号。
委員 ○番 ○○委員、○番○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 123 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 124 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 125 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 126 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 127 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 128 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 129 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 130 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 131 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 132 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 133 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 134 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 135 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 136 号、○番 ○○委員、○番○○

議案番号第 137 号、○番 ○○委員、○番○○

であっせん委員をよろしくお願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1 合意解約の報告
2 形状変更届出について
3 あっせん申し出の取下げについて

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
1 令和 7 年 第 7 回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和 7 年 7 月 7 日 (月) 9 時 00 分

場所 : 白石町役場 3階大会議室

2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 00 分